

次世代型住宅（スマートハウス）補助金の申請手続きについて

《事後申請》

1. 補助対象者

- 町内に住所を有している個人（法人は対象外となります。）
- 町内において、自ら所有し居住する住宅（店舗併用住宅を含む）に補助対象機器を設置したかた
- 町税を滞納していないかた
- 令和8年1月1日から令和8年12月31日までに補助対象機器を設置したかた

（住宅用太陽光発電設備、定置用蓄電池、V2H充放電設備は受給開始日が令和8年1月1日から令和8年12月31日まで）

2. 補助対象機器（未使用品であること）

①住宅用太陽光発電設備	公称最大出力が10kW未満であり、発電された電気は住居部分で消費され、余剰の電気が逆流されるもの（設備の一部導入や既設への増設は除く）
②定置用蓄電池	容量が1kWh以上で、常時、太陽光発電システムと接続し、宅内のコンセントを通じて電力の供給を行うシステムであるもの
③家庭用燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施する国の「民生用燃料電池導入支援補助金」の要件に適合するもの
④家庭用高効率給湯器	停電時に給湯可能な自立型の給湯器で、バックアップバッテリーを内蔵した電源ユニットと電源ユニットに対応した高効率な潜熱回収型給湯器で構成されているもの又は電気とガスのハイブリッド型の給湯器であるもの（エコキュートは対象外）
⑤HEMS（ホームエネルギー管理システム）	ECONET Liteを標準インターフェイスとして搭載し、省エネルギー化に資する自動制御機能を有しているもの
⑥V2H充放電設備	電気自動車やハイブリッド自動車から電気を取り出し宅内への電力供給及び電気自動車等を充電する装置であるもの（常時、太陽光発電設備と接続し、一カ所に固定されているもの）

3. 補助金額

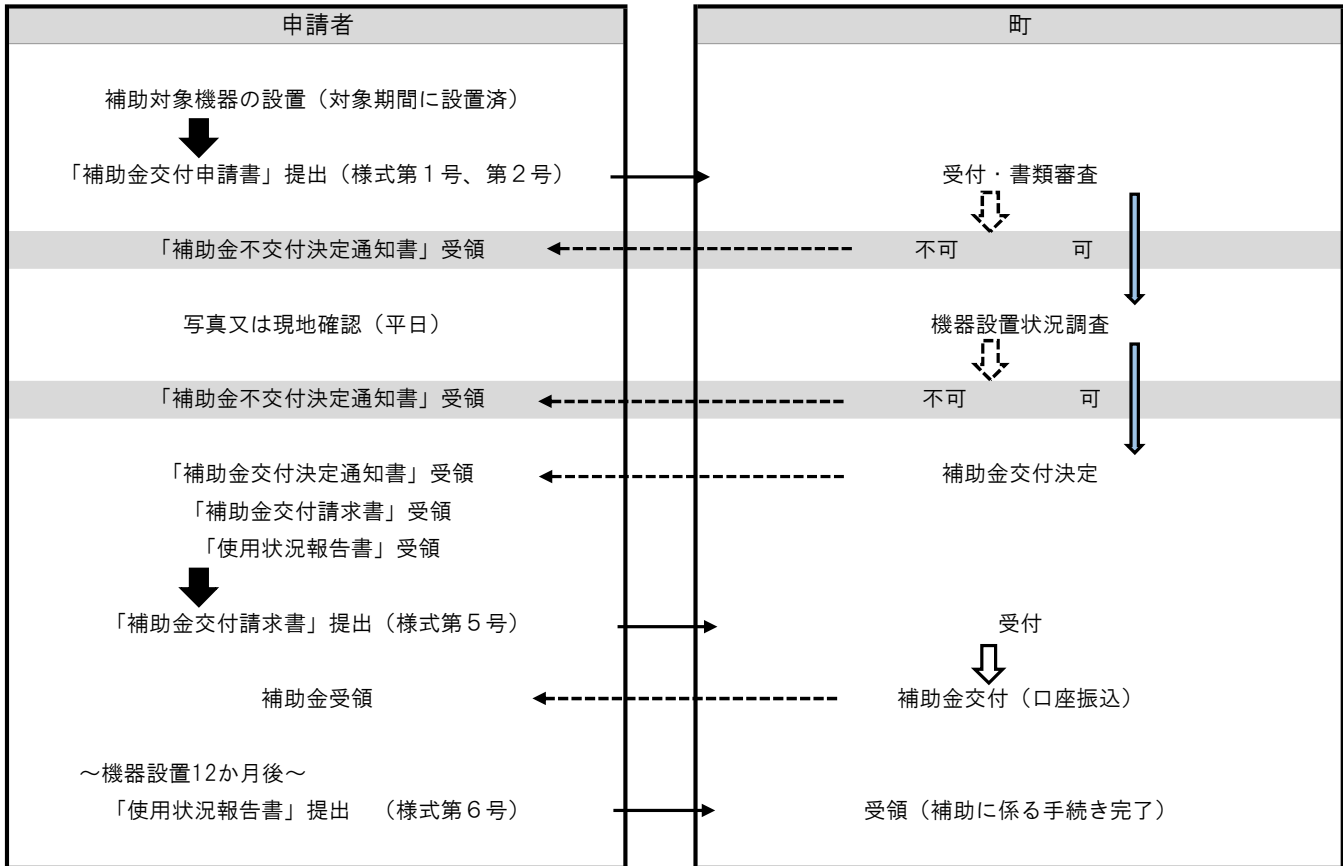
①住宅用太陽光発電設備	(1) 公称最大出力 1kW以上2kW未満 (2) 公称最大出力 2kW以上3kW未満 (3) 公称最大出力 3kW以上4kW未満 (4) 公称最大出力 4kW以上	20,000円 40,000円 60,000円 80,000円
②定置用蓄電池	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額	上限100,000円
③家庭用燃料電池システム	家庭用燃料電池システム機器	1台あたり100,000円
④家庭用高効率給湯器 ・自立型 ・ハイブリッド型	家庭用高効率給湯器	1台あたり 20,000円
⑤HEMS（ホームエネルギー管理システム）	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額	上限20,000円
⑥V2H充放電設備	V2H充放電設備	1台あたり 50,000円

4. 申請受付期間【郵送による申請受付は行っていません。】

- 令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで
- 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

※受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

《申請の手順》



チェック欄	申請時の必要書類
<input type="checkbox"/>	①補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	②設置場所の配置図（住宅地図及び設置場所の図面）
<input type="checkbox"/>	③設置した補助対象機器の仕様書またはカタログ
<input type="checkbox"/>	④納税証明書（ 未納がないことがわかる証明書 ）
<input type="checkbox"/>	⑤補助対象機器の領収書の写し及び内訳書（補助申請者名が記載されているもの）
<input type="checkbox"/>	⑥補助対象機器の保証書の写し
<input type="checkbox"/>	⑦電気・燃料使用量報告書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	⑧電力受給契約確認書の写し（太陽光発電設備・定置用蓄電池・V2H充放電設備の場合）
<input type="checkbox"/>	⑨補助対象機器設置後の写真
<input type="checkbox"/>	⑩その他、町長が必要と認める書類

※補助金受領者には、補助対象機器設置後から12か月分の電気、燃料使用量（LPガス・灯油）の報告を求めます。

【問い合わせ先】
 町民生活課環境衛生係
 役場1階 ②番窓口
 電話：0224-53-2114